

平成 21 年 5 月 11 日現在

研究種目：基盤研究 (A)

研究期間：2006～2009

課題番号 18202022：

研究課題名 (和文) 東アジア史上における中国訴訟社会の研究

研究課題名 (英文) Litigious society in the Chinese history

研究代表者

夫馬 進 (FUMA SUSUMU)

京都大学・文学研究科・教授

研究者番号：10093303

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：①東洋史、②中国史、③訴訟社会、④東アジア

1. 研究計画の概要

アメリカが「訴訟社会」であると言われて久しい。東アジアの日本・中国・韓国もまもなく「訴訟社会」になるであろうと言われている。ところが中国では16世紀中葉以降、すでにすさまじいばかりの訴訟件数を数える「訴訟社会」であった。本研究の目的は、以下の具体的な問題に即して、中国特有の訴訟社会とは何であったかを明らかにすることである。

第一に、中国の古代から現代に至る歴史の中で、この訴訟社会はいつに始まりいつに終わったのかを明らかにする。何が訴訟社会を生み出した要因であり、何がそれを終焉させた要因であったのかを明らかにする。第二に、日本の江戸時代の社会と韓国の朝鮮時代のそれとを比較の対象として取ることによって、中国訴訟制度の特色を明らかにする。第三に、特に中国明清時代における社会構造、司法制度と訴訟との関連に焦点を合わせることで、この社会にあっては冤罪・誣告などがなぜ多発したのか、なぜ訴訟社会が長く続いたのかを明らかにする。第四に、一方で訟師と呼ぶ訴訟幫助者や訟師秘本と呼ぶ訴訟のためのマニュアル本など、訴訟を増加させた文化的また社会的な諸装置を明らかにする。他方でまた、宗族や村落でおこなわれた調停、一部の知識人がおこなった善書の普及、あるいは明清政府による諸施策など、訴訟を減少させようとする方策を明らかにする。これによって、それらの方策がどこまで効果があったのかを明らかにする。

2. 研究の進捗状況

本研究課題によって得られた研究成果は下記の通りである。

(1) 毎年8回前後の研究会を開き、中国史上および日本史上における訴訟に関わる問

題につき、研究代表者および研究分担者がもっとも関心を抱くテーマに即して、研究発表を行った。また、諸外国の研究者を招聘し、中国訴訟社会にかかわるテーマで研究報告をしていただき討論した。これによって、研究者相互の認識が高まった。

(2) 『巴県档案』(同治朝)のマイクロフィルムを焼き付け、研究代表者、研究分担者によって会読を行った。これによって、具体的に四川省巴県という地がまさしく訴訟社会と言うべき状況にあったこと、このような訴訟が多発した原因としてそこが移住民社会であったことが明かとなり、さらに同治期と比較するため、乾隆期や嘉慶期の訴訟状況を調査する必要があるとの認識にまで至った。

(3) 上記に2)の認識に基づき、同じく宋代の江西省が移住民社会であったことに目をつけ、宋代で訴訟が異常に多かった江西省と清代の巴県を比較して考察することができた。また清代の訴訟件数についても、順天府档案が残る河北省や太湖庁档案が残る江蘇省と比較するとき、巴県档案が残る四川省で訴訟が異常に多発していたらしいことも確認できた。

(4) 『巴県档案』(道光朝)と道光年間に巴県知県であった劉衡の官箴書とを合わせ読むことによって、彼の訴訟件数減少策を明らかにすることができた。劉衡が関与した訴訟・裁判案件を同治年間のそれと比較したとき、上控案件や翻控案件がほとんどなく、これは自らが書き残した官箴書と見事に一致することを確認した。

(5) 巴県档案(同治朝)マイクロフィルムを大量に焼き付けたほか、順天府档案マイクロフィルムのうち訴訟に関わる部分を購入し終え、さらに中国及び日本の図書館で関連資料を調査収集し終え、研究報告書作成のための確かな礎を築いた。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

本研究課題の当初の目的は、まず第一に中国の古代から現代にわたる訴訟という事象を取り上げ、特に明末以降清代が「訴訟社会」と呼ぶのにふさわしい社会であったかどうかを史料的に検証することであった。幸い各分野の研究者により、中国各時代の訴訟案件と日本江戸時代の案件が寄せられ、これらを比較することによって、清代が「訴訟社会」と呼ぶのにふさわしいものであったことがあきらかになった。また実際に巴県档案を会読することによって、第一にそこではさまざまにばかりの複雑な訴訟がなされていたこと、上控と呼ばれる上訴や翻控と呼ばれる訴訟の蒸し返しが日常的なまでに行われていたことが明らかとなった。さらには巴県档案に収められた訴訟件数を数値化することができ、これによってこれまで世界の研究界で明らかにされたことのない、200年近くにわたる同一県での訴訟件数の推移をも明らかにすることができた。以上によって、おおむね順調に進展していると考えられる。

4. 今後の研究の推進方策

最も重要なのは、2010年3月に研究報告書を作成し刊行することである。これまでの研究成果を盛り込むべく、執筆予定者による研究報告を研究会で行い、できる限り共通認識に支えられた成果報告にする。

研究成果報告書では、おおよそ以下の問題について論じられる予定である。

(1) 中国古代史研究者である初山明が春秋戦国時代の訴訟について論ずる予定である。これまでの課題研究に基づく知見をもとに、彼自身がこれまで公表してきたことを自ら修正するものとなる。

(2) 中国唐宋時代の研究者である辻正博によって、宋代に特に訴訟が多いとされる江西省が取り上げられる。これまで唐宋時代を通じて江西省に即して研究した者はなく、中国でなぜ宋代から訴訟が多発することになったかを明らかにする上で、重要な史実が示されることになる。

(3) 夫馬進によって清代の巴県における上控問題と翻控問題が取り上げられる。この問題を訴訟社会の問題として取り上げられたことは学界にはなく、新しい知見を示すことになる。

(4) 中国の研究者である阿風により京控問題が取り上げられる。京控問題を訴訟社会の問題として論じたこともこれまでになく、これまた新しい知見を示すことになる。

(5) 中国現代の訴訟と裁判を研究する浅井正によって、現代中国の裁判官と弁護士の倫理問題が論じられる。

その他、研究分担者は全員執筆を予定しており、これによって中国の宋代以降、特に明末から清末にかけての訴訟について、これまでにはない具体像を明らかに提示できる。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 夫馬進、「訟師秘本《珥筆肯綮》所見的訟師実像」、『明清法律運作中的權利與文化』、pp. 9-33、2009年、査読有
- ② 伍躍、「清代における捐復制度の成立について——考課制度との相互関係を中心に」、『東洋史研究』67-4、pp. 70-97、2009年、査読有
- ③ 寺田浩明、「非ルールの法」というコンセプト——清代中国法を素材にして」、『法学論叢』、160巻3・4号、pp. 51-91、2007年、査読有
- ④ 初山明、「王杖木簡再考」、『東洋史研究』、65巻1号、pp. 1-36、2006年、査読有

[学会発表] (計3件)

- ① 寺田浩明、「清代州縣檔案中の命案處理實態——從「巴縣檔案」有關命案的部分談起」、『國立台灣大學法律學院・台灣大學人文社會高等研究院「東亞法治與人權論壇系列講座(十)」』、2009年3月18日、台灣
- ② 寺田浩明、「東洋的な「法思考」、京都大学大学院法学研究科 21世紀 COE プログラム「21世紀の法思考の行方」、2007年9月21日、京都市
- ③ 岩井茂樹、「午門廷杖考——明代朝政における暴力と儀禮——」、国際シンポジウム「東アジアにおける儀禮と刑罰」、2007年9月29日、ソウル市

[図書] (計2件)

- ① 夫馬進、京都大学学術出版会、『中国東アジア外交交流史の研究』、2007年、598頁
- ② 夫馬進、新書苑、『燕行使与通信使』、2008年、528頁

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

出願なし

○取得状況 (計 件)

取得なし

[その他]

なし